

業 務 実 施 要 領

委 託 業 務 の 表 示 特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の収集運搬及び処分

契 約 期 間 （自）令和8年4月1日 （至）令和11年3月31日

廃 棄 物 の 種 類 感染性廃棄物 1, 114, 900kg
及 び 予 定 数 量 但し、都合により予定数量に異動が生じることがある。

収 集 及 び 搬 出 場 所 滋賀医科大学医学部附属病院 廃棄物倉庫2

収 集 日 毎週 月・火・水・木・金曜日を原則とする（3年 783回）
但し、都合により予定回数に異動が生じることがある。

作業要領等

- 1 請負者は、滋賀医科大学（以下「本学」という。）の用意したバイオハザード専用ごみ箱（80ℓ・55ℓ・40ℓ）及びバイオハザードシール付鋭利物専用容器（20ℓ・45ℓ）に梱包された感染性廃棄物を、搬出場所より自己の所有する運搬用車輛により収集し、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた処理施設まで運搬搬入して適正に処分するものとする。
- 2 廃棄物の収集運搬にあたっては、廃棄物が飛散することのないよう専用の運搬車輛を使用するものとする。また、運搬途中で他の事業所等の排出した積荷との混載及び積み替え・保管は行わないものとする。
- 3 請負者は、当該感染性廃棄物搬出時には、本学の立ち会いを受けるものとする。
また、本学が必要事項を記入のうえ交付する電子マニフェストシステムの受渡確認票を確認した後、廃棄物とともに処分業者へ回付するものとする。
- 4 請負者は、本学が交付する電子マニフェストシステムの受渡確認票により、当該廃棄物の処理の流れを的確に把握し、適切な収集運搬に努めるものとする。
- 5 本学が排出した廃棄物の収集運搬の過程において、事故が発生したときは、直ちに本学に通知するとともに自己の責任において、速やかに事態を收拾するものとする。
- 6 本実施要領に定めのない事項について疑義を生じたときは、その都度、本学担当者と協議し、その指示に従うものとする。